

来年からは回覧文書でのお知らせはありません。令和9年産米の認証申請については、市報さど10月号でお知らせする予定です。

事 務 連 絡
令和7年10月10日

令和8年産米

朱鷺と暮らす郷づくり認証制度 申請受付について



日頃より、当市農政事業にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

朱鷺と暮らす郷づくり認証制度については、生きものを育む生物多様性農業を進め、佐渡米のブランド力向上とトキの生息環境の向上を図るため、令和8年産米についても引き続き実施いたします。

つきましては、当認証制度への取り組みを希望される方は、裏面認証基準をご承知おきのうえ、下記のとおり申請くださいますようお願いいたします。

記

- 1 申込期限 ふゆみずたんぼ : 令和7年10月31日(金)
※ふゆみずたんぼに取り組む場合、上記期日までに必ず申請してください。

ふゆみずたんぼ以外 : 令和8年3月31日(火)

※江の設置、魚道の設置、ビオトープの設置、無農薬栽培に取り組む場合、上記期日まで受付をします。

- 2 申請書類 「朱鷺と暮らす郷づくり認証申請書」及び「令和8年産米申請用ほ場一覧」
※申請書類は窓口備え付けのほか、佐渡市HPからも印刷いただけます。

- 3 提出場所 a) 佐渡市役所農業政策課
または 各支所産業建設係、各行政サービスセンター地域支援係
b) 佐渡市電子申請システムによるオンライン申請（下記二次元コード）
※電子申請を利用いただく場合、紙の提出は不要です。



←電子申請はこちら

※佐渡市HPからもアクセス可能です。

(タイトル:「朱鷺と暮らす郷づくり」認証制度 申請について)

- 4 認証基準 本紙裏面の『認証基準』を達成することが要件となります。
2枚目以降の『朱鷺と暮らす郷づくり認証制度 参考資料』と併せて必ずご確認ください、認証基準をご承知おきのうえご申請ください。

- 5 国の制度との併用制限について
 - ・環境保全型農業直接支払制度のメタン対策に秋耕を選択している場合は、ふゆみずたんぼに申請いただけません。
 - ・多面的機能支払制度の冬期湛水と当認証制度のふゆみずたんぼでは、設置要件等が異なりますのでご注意ください。それぞれ申請が必要となります。

◇お問合せ先◇

佐渡市農業政策課生産振興係

TEL : 63-5117

Mail: nousei@city.sado.niigata.jp

朱鷺と暮らす郷づくり認証制度 認証基準

※ 各基準は年度途中で変更になることがあります。別紙『参考資料』も併せてご覧ください。

①「生きものを育む農法」により栽培されたものであること

以下の5つの生きものを育む技術のいずれかを実施してください。

1 水田、水路での江（深み）の設置

- 江は、畦畔に沿って設置し、江の長さは、概ね水田の短辺の長さ以上としてください。
- 江の形態は、ほ場の状況に応じて「掘り込み深さ 20 cm・幅 30 cm以上」又は「掘り込み深さ 10 cm・幅 50 cm以上」のいずれかとしてください。
- 田植え後から8月中旬までの間、湛水もしくは湿地状態として江を維持管理してください。

2 ふゆみずたんぼ

- 11月頃から翌年2月末まで、ほ場を湛水もしくは湿地状態として維持・管理してください。トラクター等で溝をつけると、湿地状態として維持しやすくなります。
- 排水口及び暗渠は、原則閉じてください。ただし、湿地として維持管理できる範囲において水位調節や設備の維持管理等のために開閉することは構いません。

3 魚道等水路の設置

- 水田と排水路を魚類が行き来できるように繋ぐ水路を設置してください。

4 ビオトープの設置

- ビオトープと対象水田が水路で繋がっていることが必要です。
(申請の対象は作付ほ場です。ビオトープほ場を申請することのないようご注意ください。)

5 無農薬無化学肥料栽培による生産

- 「有機農産物の JAS 規格に認定」、もしくは「新潟県特別農産物認証制度に認証」、または「特別栽培農産物表示に係る表示ガイドラインに沿って栽培」されており、無農薬無化学肥料栽培と確認できることが必要です。

②生きものの調査を年2回実施していること

田んぼの生きものの調査を年2回（6月・8月）必ず実施してください。

佐渡市では、6月第2日曜日と8月第1日曜日を「佐渡市生きものの調査の日」に設定しています。生きものの調査の日又はその前後に調査を実施し、「生きものの調査野帳」を提出していただきます。

③特別栽培※により栽培された米であること

※特別栽培とは・・・佐渡地域の慣行レベルに比べて、化学合成農薬の成分回数が50%以下かつ化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培された農産物です。

特別栽培農産物は、地域の農業に精通し、技術的な指導が可能な確認責任者による確認が必要です。JAへ出荷する場合はJAが確認責任者となりますが、JA以外の業者販売や個人販売等を行う方は、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに沿った書類を提出していただく必要があります。

④水田畦畔等に除草剤を散布していない水田で生産された米であること

1年を通じて畦畔等に除草剤を使用せず、刈り払い機等による草刈りを実施してください。

※グランドカバープランツの実施等、やむを得ない場合は別途ご相談ください。